

知的財産仲裁センターを利用してみませんか



日本知的財産仲裁センター平成20年度センター長 **本庄 武男**

1. 日本知的財産仲裁センター（以下、当センターと言う。）はなぜ必要か

紛争を解決する手段は裁判だけではありません。裁判によらず、調停や仲裁等によって紛争を解決する機関をADR（Alternative Dispute Resolution 裁判外の紛争解決）機関といい、世界各国において活用されています。

知的財産の紛争の適切な解決には専門性が必要です。日本にも公的または民間による様々なADR機関がありますが、知的財産を専門とするADR機関はありませんでした。

そこで、日本弁護士連合会と日本弁理士会は、1998年3月に、知的財産専門のADR機関として当センターを創設しました。なお、設立当初の名称は「工業所有権仲裁センター」でしたが、2001年4月に「日本知的財産仲裁センター」に改め業務範囲を知的財産に拡大しました。

2. 日本知的財産仲裁センターはこんな業務を行っています

日本知的財産仲裁センターでは、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を生かして、次のような業務を行っています。

- ①知的財産権に関する紛争の仲裁
- ②知的財産権に関する紛争の調停
- ③JPドメインネームに関する紛争処理
- ④判定（センター判定・必須判定）

上記以外にももちろん相談業務に応じており、業務はさらに拡大しつつあります。

3. センターの仲裁・調停の特色

仲裁とは、紛争の解決を仲裁人に委ね、この仲裁人の判断に強制力を持たせる紛争の解決手段をいいます。また、調停とは、調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度です。調停

は、あくまでも当事者の自由意思の下での紛争解決を図る制度であり、調停人の意見や判断について当事者に対する拘束力はありません。調停人の意見や判断をもとに当事者が和解契約の合意にいたることにより紛争を解決します。

仲裁手続は仲裁合意がなければ開始できません。従って、ライセンス契約、ノウハウ契約などの段階で、紛争に至った場合は仲裁により解決することをはじめから契約の一部として合意することが望ましいでしょう。また、センターでは、調停手続を開始した後、当事者が仲裁合意すれば、仲裁手続に移行することもできます。

このような仲裁・調停については、裁判手続にくらべて、知財専門分野における迅速で簡易かつ柔軟な紛争処理が可能となり、また、審理の内容について秘密性が保たれるなど、数々の長所が指摘されています。

これらの長所を簡単にまとめます。

- 知的財産権の保護対象ごとに専門知識を有しており、且つ、事案及び当事者との利害関係がない、弁理士と弁護士が詳細な検討を行いますので、公平・中立な判断を得ることができます。
- 仲裁・調停のための各種手続は非公開ですので、当事者の秘密を守ることができます。
- 集中的に審理されますので、短期間で紛争を解決することができます。
- 仲裁判断には、裁判所の確定判決と同様の効力が認められますので、任意に義務を履行しない相手方に対しては、裁判所の執行判決を得て強制執行を行うことができます。

4. センターの「判定」の利用が期待される場面

センター判定は、判定人が、範囲判定（技術的範囲に属するか）や、無効判定（無効理由があるか）を行う制度です。判定人は、センターが判定人候補者名簿から弁護士1人、弁理士1人を選任します。特許庁の

判定との違いは、①無効判定があること、②申立人と被申立人との当事者対立構造で行う双方判定のみならず、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う単独判定があること（審理も判定結果も非公開なので相手方に知られない）が挙げられます。

例えば、センター判定は、次のような場面での利用が期待されます。

- 対象製品の技術が確認しにくい、問題とする特許の権利範囲の判断が難しいなどにより、当該技術が問題特許の技術的範囲に属するか否かの判断が難しいなど、訴訟の前段階において、専門機関による判断を求めたい時。
- 職務発明の対価について従業員との間にトラブルがあるが、公開の裁判による解決を望まないような場合。
- 特許・ノウハウライセンス契約のように、外部に情報が漏れることをのぞまない対象について、例えば、実施料の算定や契約対象製品の範囲などの判断において紛争がある時。
- 意匠や著作物など、秘密に開発中の知的財産について紛争が生じた場合。

もちろんこれらは利用される場面の一部であり、会員各位において必要に応じて当センターに相談されることが望まれます。

5. センターの手続は簡単で柔軟です。

上記のように多くの場合に、センターの業務が利用可能で、当センターの業務は会員のクライアントにとって極めて有益ですが、その手続は、以下にその一部を記載しますように、非常に簡単です。必要な書式はすべて、ダウンロードしてお使い頂けるように、センターのホームページに掲載してあります (<http://www.ip-adr.gr.jp/>)。また、窓口においても丁寧な対応を心がけていますので、記載方法等、ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

①相談

当事者として、紛争解決手段に訴える前に、どのような解決手段がありえるのかの情報を求めることが多

いと思われます。このため、センターでは有料相談制度を設けています。相談は、予約制で、あらかじめ日時を決めて行われます。

②調停

当センターにおける主要な紛争解決手続は調停であり、その手続は調停手続規則に従って、原則6ヶ月以内の解決を目指して迅速に行われます。

和解が成立すると和解契約書の作成・交付が行われます。

これまでの実績でも、相手方の応諾が得られ、調停手続が開始した事案において調停が成立する可能性は想像以上に高いといえます。

調停は、当事者間において合意を得て紛争を解決する手続ですので、調停人は中立・公正な第三者として解決に助言をなし、当事者から求められたり、必要と考えられれば、事案に関する評価をしてこれを当事者に説明することはありますが、解決条件は飽くまでも当事者の合意によることが前提です。調停手続は秘密であり、調停人のみならず事件管理者など、事案に係る当センター関係者も秘密保持義務を負っています。当事者間において合意が成立する可能性がないと調停人が考える場合、あるいは当事者から調停打ち切りの申出があれば、和解成立の見込みはないとされ調停手続は終了します。

③仲裁

仲裁についても、手続としては調停とほぼ同様ですが、紛争発生後に仲裁合意を得ることは容易ではありません。今後、我が国の契約実務において、仲裁条項の挿入が普及すれば、秘密保持契約、ノウハウ・ライセンス契約、共同開発契約など、センターにおける仲裁手続による紛争解決が適当と考えられる場面が多くなることは確実と考えられます。

その他、センター必須判定や、JPドメインネームに関する紛争の詳細に関しては、当センターのホームページをご参照下さい。

以上

(原稿受領 2008. 12. 15)